

廃棄物再生事業者登録に係る登録基準

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第20条の2第1項に基づく廃棄物再生事業者の登録等に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について（平成4年8月13日 衛環第233号 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「通知」という。）に定めるもののほか、本登録基準を定めることによって、登録にあたっての公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その適切な処理に資することを目的とします。

2 登録

栃木県内において廃棄物の再生を業として営んでいる者（以下「廃棄物再生事業者」という。）は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力が、次の登録基準に適合するときは、その事業所単位で県知事の登録を受けることができます。

3 登録基準

廃棄物再生事業者の登録は、関係法令の規定、通知及び以下の基準により行います。

書類審査に加えて、申請者の事業概要や経営状況及び申請者が適正に処理業を営む能力を有しているか等について、対面により実情を聴取するとともに、登録を受けようとする事業所を現地調査します。

(1) 規則第16条の2第1号から第3号までに規定する施設を有すること。

（廃棄物再生事業者の登録基準）

第十六条の二 法第二十条の二第一項の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。
- 二 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること。
 - イ 古紙の再生を行う場合にあつては、当該古紙の再生に適する梱包施設
 - ロ 金属くずの再生を行う場合にあつては、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設
 - ハ 空き瓶の再生を行う場合にあつては、当該空き瓶の再生に適する選別施設
 - ニ 古繊維の再生を行う場合にあつては、当該古繊維の再生に適する裁断施設
 - ホ イからニまでに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあつては、当該廃棄物の再生に適する施設
- 三 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。

保管施設

屋根、壁を有することを要件としないが、保管する廃棄物の種類に応じた適切なものであること。

古紙の梱包施設

選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する施設。

金属くずの選別施設

磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機など、金属を選別する施設。

金属くずの加工施設

廃棄物を切断、破砕などの加工を行う施設及び選別した金属を圧縮する設備など。

空き瓶の選別施設

カレットを色別に選別する施設及びカレットから不純物を除去する施設並びにリターナル瓶を選別する施設。

古繊維の裁断施設

選別した古繊維をウェスにするために裁断する施設。

規則第16条の2第2号ホに規定する施設

当該廃棄物の再生に適する施設と知事が認めた施設。

規則第16条の2第3号に定める廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他知事が運搬に適すると認めた施設を有すること。

施設は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければならないこと。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が、長期的・恒常的に専有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、所有と同様に取り扱って差し支えないこと。

(2) 規則第16条の2第4号に規定する事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(廃棄物再生事業者の登録基準)

第十六条の二 (略)

四 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(申請者が法人の場合)

直前3年の各事業年度における「貸借対照表」、「損益計算書」並びに「納税証明書(その1・納税額等証明用)」

新設法人等で3年間の決算実績がない場合、申請時点までに決算実績のある「貸借対照表」及び「損益計算書」に加えて「今後5年間の収支計画」

直近の事業年度が債務超過となっており、営業利益、経常利益又は当期利益うち2つ以上がマイナスの場合、中小企業診断士など専門的知識を有する者の診断書類及び当該診断書に基づく改善策等

直近の事業年度が債務超過となっている場合若しくは営業利益、経常利益又は当期利益のうちいずれかがマイナスの場合、その理由と改善策を記載した「今後5年間の収支計画」

(申請者が個人の場合)

資産に関する調書に下記の資料を添付

- ・銀行預金等の残高証明書
- ・固定資産の評価証明書

直前3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(3) 規則第16条の2第5号に規定するその他事業を適正に行うものであること。

(廃棄物再生事業者の登録基準)

第十六条の二 (略)

五 その他事業を適正に行うものであること。

事業を適正に行うものであること

登録を受けようとする事業所において、1年間以上の廃棄物再生に係る事業実績があること。

附則

この基準は、平成19年3月20日以降に受理した申請について適用する。